

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、取引先サプライチェーンの皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
サプライチェーン全体での製品付加価値向上に向け取り組みを強化する。
下請け、親事業者の線引きを取り除き、サプライチェーン全体で「納得のいくモノ作り」に取り組む事を目標に、工程全体の見える化を推進していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。
取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行なうこととします。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄（製造廃止申請）を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払うこととし、手形で支払う場合には割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 従業員が「購買基本方針」等に基づいて判断・行動できるよう定期会議等で展開をする
- 「取引先満足度調査」を毎年度実施し、取引先との長期的な信頼関係の構築や調査結果を踏まえた取引改善に繋げます。
- 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引含め現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2022年8月15日

エムエム・シー 株式会社
代表取締役社長 小林 正尚